

「オキサジクロメホン」、「トリルフルアニド」、「ピリプロキシフェン」及び「プロチオコナゾール」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「オキサジクロメホン」については平成20年5月23日付けで魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

また、「トリルフルアニド」、「ピリプロキシフェン」及び「プロチオコナゾール」についてはそれぞれ平成20年5月20日付け、平成20年4月16日付け及び平成20年5月28日付けで「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づき、残留基準の設定が要請されたところである。

これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

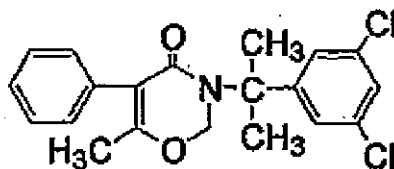
また、「オキサジクロメホン」及び「トリルフルアニド」についてはポジティブリスト制度の導入に当たり、いわゆる暫定基準を設定したものであり、平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305010号及び平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605010号により、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼している。

2. 評価依頼物質の概要

(1) オキサジクロメホン

本薬は除草剤である。平成20年5月現在、水稻に登録があり、食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回魚介類への残留基準の設定が申請されている。

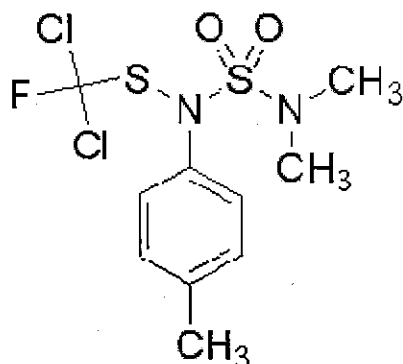
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(2) トリルフルアニド

本薬は殺菌剤である。平成20年5月現在、わが国において登録されていない。今回、とうがらし等に残留基準の設定が要請されている。

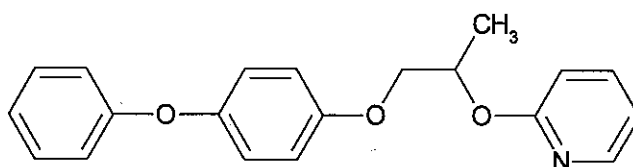
JMPRにおける毒性評価では、許容一日摂取量（ADI）として0.08 mg/kg 体重/日と設定されている。



(3) ピリプロキシフェン

本薬は殺虫剤である。平成20年5月現在、メロン、トマト等に登録があり、食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回、クランベリーに残留基準の設定が要請されている。

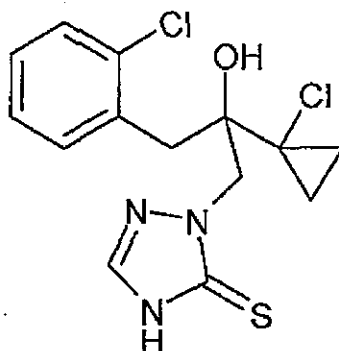
JMPRにおける毒性評価では、許容一日摂取量(ADI)として0.1 mg/kg 体重/日と設定されている。



(4) プロチオコナゾール

本薬は殺菌剤である。平成20年5月現在、わが国において登録されていない。今回、小麦、大麦等に残留基準の設定が要請されている。

JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討する。